

京都府道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「京都府道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、京都府内の道路管理を計画的、効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 本会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関する事
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関する事
- (3) 道路施設の損傷事例や技術基準類等の共有に関する事
- (4) その他、本会議の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

- 第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、京都府内における高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
2. 本会議には、会長及び副会長を3名置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所長、副会長は国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所長及び京都府建設交通部道路建設課長とする。
 3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
 4. 本会議の構成は「別表-1」のとおりとする。
 5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、必要に応じ「専門部会」を設置することができるものとする。
 6. 本会議における下部組織として高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路等管理者の代表者からなる跨道橋連絡部会を置くものとする。
 7. 本会議における下部組織として、鉄道と交差する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道の各道路等管理者の代表者からなる道路鉄道連絡会議を置くものとする。
なお、道路鉄道連絡会議会則は別途定めるものとする。

(会議の運営)

- 第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。
2. 会議には、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。
 3. 会議に出席する構成員は代理出席を認めるものとする。

(事務局)

第6条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、主担当及び副担当を置くものとし、構成は「別表-1」のとおりとする。

3. 事務局は次の事項について調整する。

(1) 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整

(2) 会議における審議議題の調整

(3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整

(4) その他、会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

この規約は、平成27年 6月 3日から施行する。

平成28年 1月15日一部改正

平成28年 6月29日一部改正

平成29年 2月13日一部改正

平成29年 6月14日一部改正

別表－1 「京都府道路メンテナンス会議の構成」

所 属		役 職	備 考
国	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所	所 長	会 長
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所	所 長	副会長
府	京都府 建設交通部 道路建設課	理事 (道路建設課長事務取扱)	副会長
政令市	京都市 建設局 土木管理部 土木管理課	課 長	
市町村	向日市 建設産業部 道路整備課	課 長	
	長岡京市 建設交通部 道路・河川課	参事兼課長	
	大山崎町 環境事業部 建設課	理事兼建設課長	
	宇治市 建設部 維持課	課 長	
	城陽市 都市整備部 管理課	課 長	
	久御山町 事業建設部 都市整備課	課 長	
	八幡市 都市整備部 道路河川課	課 長	
	京田辺市 建設部 施設管理課	課 長	
	井手町 建設課	理事兼 建設課長事務取扱	
	宇治田原町 建設事業部 建設環境課	課 長	
	木津川市 建設部 管理課	課 長	
	笠置町 建設産業課	課 長	
	和束町 建設事業課	課 長	
	精華町 事業部 建設課	課 長	
	南山城村 建設水道課	課 長	
	亀岡市 土木建築部 土木管理課	課 長	
	南丹市 土木建築部 道路河川課	課 長	
	京丹波町 土木建築課	課 長	
	綾部市 建設部 建設課	課 長	
	舞鶴市 建設部 土木課	次長兼土木課長	
	福知山市 土木建設部 土木課	課 長	
	宮津市 建設部 土木管理課	課 長	
	京丹後市 建設部 土木課	課 長	
	与謝野町 建設課	課 長	
	伊根町 地域整備課	課 長	
	高速道路会社	西日本高速道路株式会社 関西支社 京都高速道路事務所	所 長
西日本高速道路株式会社 関西支社 福知山高速道路事務所		副所長	
阪神高速道路株式会社 京都管理所 交通・保全課		担当課長	
公社	京都府道路公社 業務課	課 長	
一般財団法人	一般財団法人 京都技術サポートセンター 土木課	課 長	
オブザーバー	国土交通省 近畿地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 地域道路課	課 長	
事務局	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 管理第二課		主担当
	国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所 道路管理課		副担当
	京都府 建設交通部 道路建設課(道路・橋梁担当)		副担当